
放課後うらっこクラブ 安全対策マニュアル



令和3年11月
浦安市 青少年課

目 次

1	日々の備え	3・4
2	来所及び帰宅時の安全確保	5・6
3	不審者が侵入した時等の対応	7・8
4	暴風警報発令時等の対応	9・11
5	大地震発生時の対応	12
6	火災発生時の対応	13
7	感染症等の発症時の対応	14・15
8	ケガや体調不良への対応	16・17
9	食物アレルギー反応への対応	18・19

○ 用語の定義

本マニュアルで使用する用語は、以下のとおり定義する。

・放課後うらっこクラブ

「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の総称のこと。

・主任支援員等

児童育成クラブの施設長や主任支援員、放課後子ども教室のチーフのこと。

・職員等

児童育成クラブ及び放課後子ども教室に従事する全ての支援員やスタッフのこと。

・うらっこクラブワークス

市が各施設との連絡共有をするために導入した放課後うらっこクラブコミュニケーションツールのこと。

1 日々の備え

1) 緊急連絡体制図の作成

下記の事項を整理した「緊急連絡体制図」を作成し、施設内の目のつきやすいところに掲示するとともに、職員等も常に携帯するようにする。

○ 緊急連絡体制図に記載すべき事項

- ・主任支援員等の緊急連絡先
- ・運営事業者の責任者の緊急連絡先
- ・市内在住の職員等（主任支援員等に連絡がつかない場合、すぐに施設に駆けつけられる職員等）の緊急連絡先
- ・市青少年課の緊急携帯及び担当者の緊急連絡先
- ・警察署、消防署の連絡先
- ・救急指定病院、最寄りの医療機関等の連絡先及び診療時間

2) うらっこクラブワークスの活用

- ・市青少年課と各施設及び職員等との連絡共有が図られるよう、施設内のパソコンやタブレットから、うらっこクラブワークスが閲覧・操作できるようにする。
- ・閉所後の夜間、日曜日等の休所日においても連絡共有が図れるよう、主任支援員等においては、事業者から配付されたスマートフォンや自身のスマートフォンにおいても、うらっこクラブワークスが閲覧・操作できるようにする。

3) 保護者の緊急連絡先の把握

- ・入会申請書や登録申請書等をもとに、保護者の緊急連絡先を把握しておくこと。
- ・児童育成クラブにおいては、安全安心メールの保護者のメールアドレス等を常に最新の状態にしておくこと。

4) 安全安心メールの活用

- ・万が一の際に、保護者への一斉連絡が迅速かつ確実に実施できるよう、日ごろから安全安心メールの活用をし、機能の把握や操作に慣れておくこと。
- ・情報セキュリティの関係から、施設内のパソコンのメールソフトから、施設から保護者宛への送信は禁止とする。なお、保護者から届いたメールへの返信は除く。

5) 安全の確認

- ・来所及び帰宅経路の安全、施設周辺の安全を確認する。
- ・外遊び中においても、職員等が児童の所在を把握し、安全が確認できるようにする。

6) 救急薬品等の備え

- ・ 応急手当のできる程度の医薬品を用意し、常時、種類や数量を確認する。

7) 訓練の実施

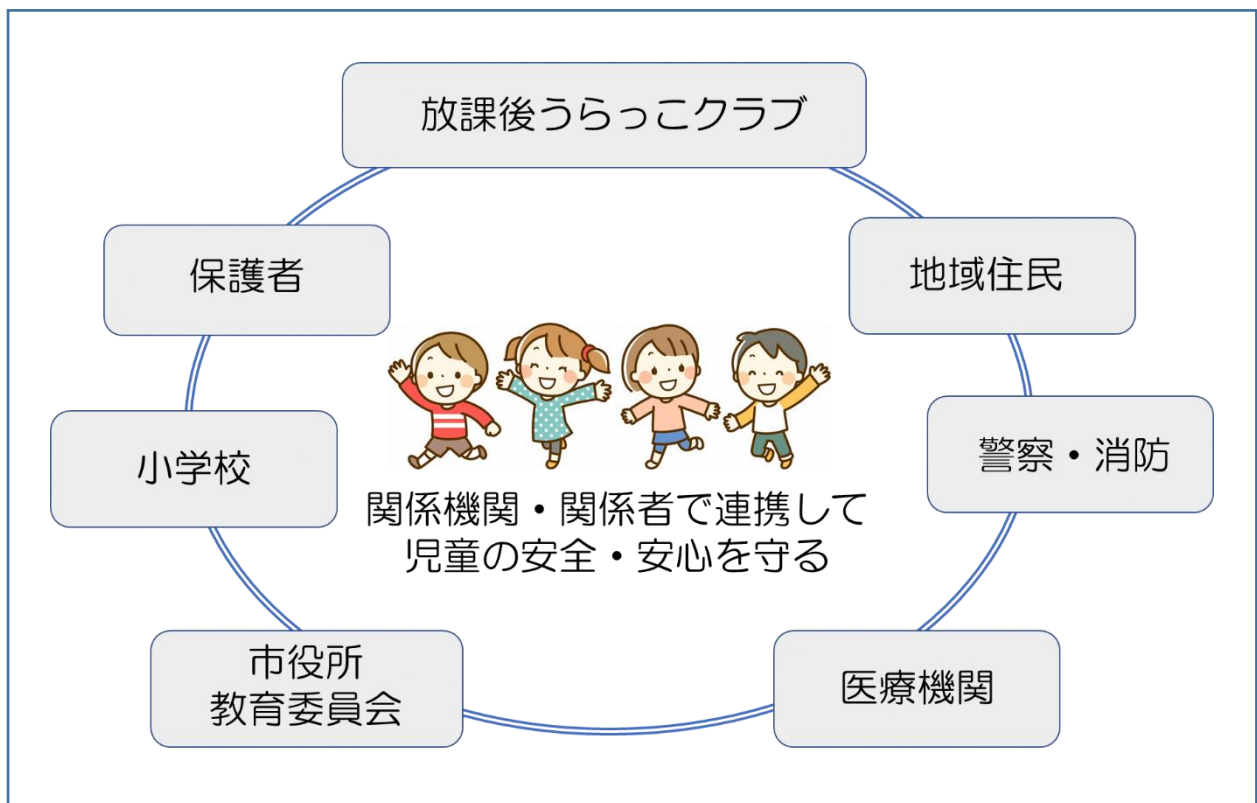
- ・ 各施設において、定期的に防災訓練等を実施する。
- ・ 非常通報装置や消火設備、緊急地震速報システムの設置場所を確認し、可能な範囲で定期的に試運転を行う。

8) 学校や教育委員会との連携

- ・ 緊急時における連絡漏れや情報の錯綜を防止するため、現場ベースの学校と放課後うらっこクラブとの連絡伝達と、学校→教育委員会→市青少年課→放課後うらっこクラブに届く連絡伝達との複線回路化を図る。
- ・ 児童の避難場所及び避難経路等について、事前に学校と取り決めをしておく。

9) 非常持出し用備品・書類の確認

- ・ 防災用品のほか、児童名簿等の重要書類をいつでも持ち出せるように管理する。



2 来所及び帰宅時の安全確保

【基本的な考え方】

来所や帰宅時は、児童が独りとなるケースもあり、事故や犯罪に巻き込まれるリスクが高くなる。そのため、保護者と協力し、日ごろから児童への注意喚起を徹底するとともに、関係機関と連携をして、来所及び帰宅経路の安全確保に努めるものとする。

1) 児童への注意喚起

児童に対し、来所及び帰宅時に下記の事項を注意するよう指導する。

- できるだけ複数で行動し、明るく、人通りの多い道を通行する。
- 車の往来に注意し、飛び出しや走らないようにする。
- 知らない人の声かけや誘いに乗らない。
- 定められた来所及び帰宅経路（通学路）を通り、寄り道をしない。
- 帰宅時間をおうちの方と約束する。

2) 保護者との協力

- 前項1)の内容について、保護者からも児童に伝えてもらうようお願いする。
- 児童育成クラブを欠席する場合は、必ず事前に連絡をするようお願いする。
- 放課後子ども教室において、ランドセルカードを採用している教室は、ランドセルカードの記入と確認をお願いする。

3) 安全確保の取組み

- 施設周辺、来所及び帰宅経路における危険箇所等について、学校や地域から情報を入手するとともに、施設周辺、来所及び帰宅経路における「いちよう110番の家」「防犯かけこみ110番の店」を確認する。
- 児童や保護者を交えての「安全マップ」作成等の取組みにより、安全に対する意識の向上を図る。
- 警察が開催する「交通安全教室」等を積極的に活用する。
- その他、学校、市青少年課、地域、警察等の関係機関との連携の強化を図る。

4) 緊急時の対応

- 学校や市青少年課から事件・事故等の緊急事態の連絡があった場合は、来所及び帰宅経路を確認し、必要に応じて、来所時での職員等のお迎えや立ち合い、帰宅時での保護者へのお迎えの連絡や職員等の立ち合いを行う。
- 緊急事態が解除されるまでは、上記の対応をとりつつ、関係機関と連携を取り、児童の安全を確保する。
- 職員等が、児童の事件・事故等に遭遇した場合は、児童の安全を確保するとともに、直ちに警察への通報及び消防署への救急車の要請の連絡をする。

【帰宅時に不審者と遭遇したら】

- ・大声で「たすけてー！」と叫び、近くの大人に伝える。
- ・防犯ブザー等を鳴らす。
- ・近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げる。
- ・「いちょう 110 番の家」「防犯かけこみ 110 番の店」に逃げ込む。

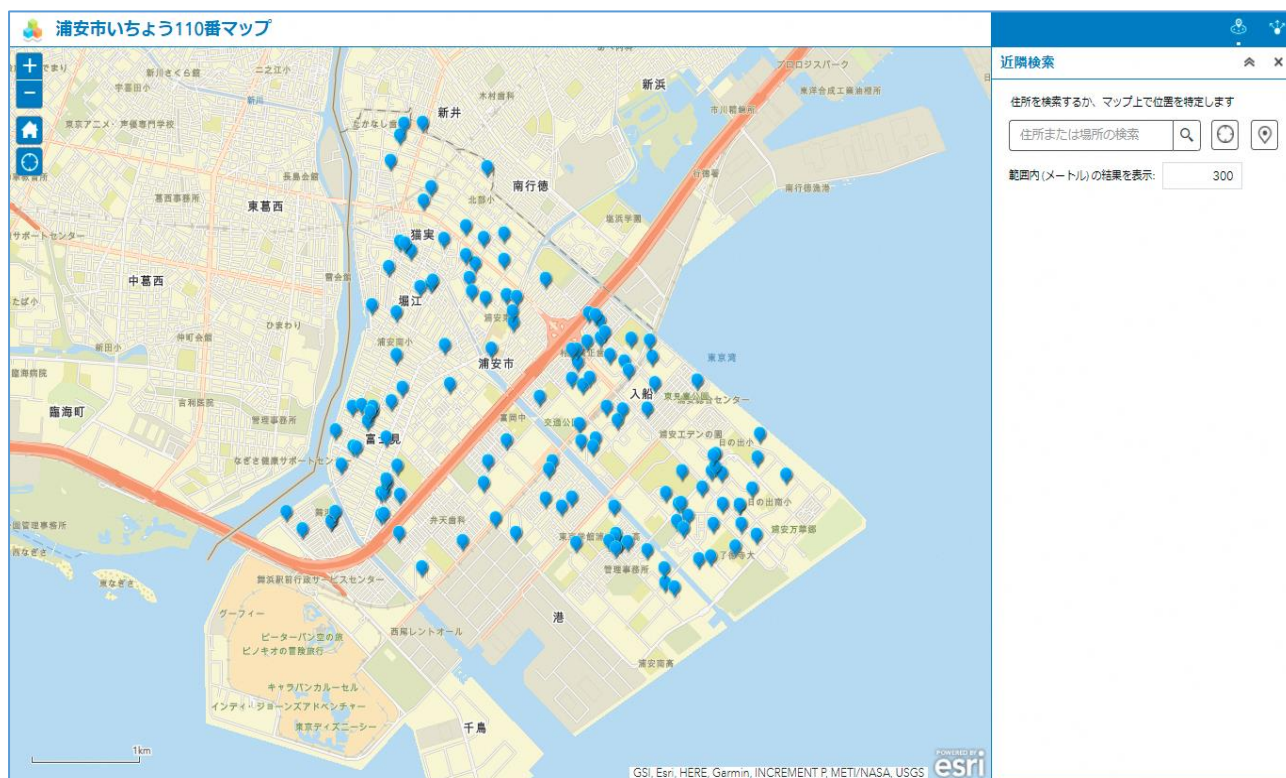
【いちょう110番 マップ】

いちょう110番とは、浦安市青少年健全育成連絡会が主体となって、浦安警察署、浦安市防犯協会のもと、子どもたちが身近に緊急避難できる場所を市民の皆さんの協力により設置するものです。

子どもたちが身の危険を感じたときや不慮のことで負傷した場合、「いちょう110番」のプレートをはった民家や商店などに助けを求めると、事情を聴き「子どもを保護する」「110番に通報する」などその場にあった対応をしてくれます。

～浦安市ホームページから抜粋～

URL : <https://arcg.is/050jyv>



3 不審者が侵入した時等の対応

【基本的考え方】

児童の安全を第一に確保し、不審者から児童を遠ざけるとともに、関係機関に速やかに通報する。

1) 不審者の侵入防止対策及び侵入を想定した取組み

- ・施設の施錠及び解錠箇所の把握をする。
- ・非常通報装置、防犯ブザー、さすまた、催涙スプレー等の防犯用具を整備するとともに、可能な範囲で定期的に試運転を行う。
- ・避難経路、退避経路を確認しておく。
- ・不審者が侵入した場合を想定した対応訓練及び児童の避難訓練を定期的実施する。
- ・施設内外の定期巡回を行う。
- ・保護者、学校、地域及び関係機関との連携、不審者情報の共有を図る。

2) 不審者が侵入した場合の対応

ア 施設外に不審者を発見した場合

- ・侵入口となり得る扉、窓を施錠する。
- ・児童を集合させ、児童の安全を確保できる場所に、職員等が付き添い、避難誘導する。
- ・児童の安全が確保された後、学校・警察・市青少年課へ連絡する。

イ 施設内に不審者が侵入した場合

- ・非常通報装置を使用し、110番通報をする。
- ・職員等2名以上で、不審者の対応をする。その際、不審者を刺激しないよう、注意する。
- ・児童と不審者の間に、対応する職員等以外の職員等が入り、児童と侵入者との距離を可能な限り確保する
- ・安全が確保できる場所に、不審者との距離を取りながら、職員等が付き添い、児童を避難誘導する。
- ・児童の安全が確保された後、学校・警察・市青少年課へ連絡する。

3) 学校周辺で不審者がいるとの連絡があった場合の対応

- ・施設外に児童がいるときは、児童を施設内に誘導する。
- ・施設の扉や窓等を施錠し、カーテンを閉めて中が見えないようにする。
- ・学校、市青少年課へ連絡して、対応について協議するとともに、必要に応じて応援を要請する。
- ・保護者に安全安心メール等で状況の報告・今後の対応の連絡をする。

- ・児童は、安全が確保されるまで、施設内で待機する。この際、児童の帰宅時間となった場合であっても、児童の安全を最優先し、施設内で待機する。
- ・児童が既に帰宅し、帰宅途中であることが想定される場合は、保護者に連絡するとともに、学校や市青少年課と協力の上、通学路等の確認を行う。

● 重要なお知らせメールサービス

市では、火災や防犯、防災などの情報をあらかじめ登録したスマートフォン、携帯電話などにメールでお知らせする「浦安市の重要なお知らせメールサービス」を行っています。

サービスを受けるためには、あらかじめお使いのスマートフォン、携帯電話やパソコンからの登録が必要です。

詳細については、浦安市ホームページの下記URLをご覧ください。

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anzen/1002080.html>

重要なお知らせメールサービス

ツイート

いいね! 0

ページID K1002080

更新日 令和3年2月19日

印刷

市では、火災や防犯、防災などの情報をあらかじめ登録したスマートフォン、携帯電話などにメールでお知らせする「浦安市の重要なお知らせメールサービス」を行っています。

もしものときの備えとして

現在、市では、市内に災害などが発生したときに、防災行政無線やジェイコム（ケーブルテレビ）の地上波デジタル放送11チャンネルを使って、その情報をお知らせしています。

浦安には、日中仕事などで市外に出ている方がたくさんいます。このような方たちも含め、より多くの方にこれらの情報を迅速に、わかりやすくお知らせすることが、必要だと考えています。

サービスの登録方法

サービスを受けるためには、あらかじめお使いのスマートフォン、携帯電話やパソコンからの登録が必要です。登録は、下記の方法で行ってください。

バーコードリーダー機能がついているスマートフォン、携帯電話では、右の専用バーコードをカメラで読み取ることで、「重要なお知らせメールサービス」の登録、退会などができるページを簡単に表示することができます。



重要なお知らせメールサービス

こちらは、浦安市の重要なお知らせメールサービスの登録画面です。配信を希望する場合は、[規約]をご確認の上、[登録/変更]をクリックして空メールを送信してください。配信を中止する場合は、[解約]をクリックして空メールを送信してください。

*重要なお知らせメールサービス(7)指定
=mailto:info@isdmail.city.urayasu.chiba.jp

<http://isdmail.city.urayasu.chiba.jp>または二次元バーコードから接続してください。

左の規約・登録・退会画面のようになったら、「登録/変更」を選択し、空メールを送ってください。「登録/変更」を選択してもメール送信画面にならない場合は、reg@isdmail.city.urayasu.chiba.jpへ、直接メールを送ってください。

4 暴風警報発令時等の対応

【基本的な考え方】

近年、台風やゲリラ豪雨等、季節に関わらず、暴風警報等が発令される機会が増加しているなか、これらの対応については、日ごろからの準備や取組みが必要である。

児童育成クラブについては、「保護者の就労支援」という位置付けから、暴風警報等が発令されていても、就労しなければならない保護者がいるため、児童の安全を第一に原則開所する。

また、放課後子ども教室については、「放課後の遊び場の提供」という位置づけから、暴風警報等の発令中に開所することの必要性や緊急性が少ないことから、原則閉所する。

1) 風水害を想定した取組み

- 施設の施錠及び解錠箇所の把握をする。
- 避難経路、退避経路を確認しておく。
- 風水害が発生した場合を想定した対応訓練及び児童の避難訓練を定期的を実施する。
- 施設外の物品や器具等、飛ばされやすい物の対策に努める。
- 保護者、学校、地域及び関係機関との連携、対応方法の共有を図る。

2) 区分別の学校・児童育成クラブ・放課後子ども教室の対応

区分	学校の対応	児童育成クラブ	放課後子ども教室
学 校 登 校 前	<p>【休校措置】</p> <p>午前6時の時点で、浦安市に大雨・暴風・大雪の警報のいずれかが発令され、終日天候が回復しないと予想がされる場合は、休校措置となる。</p>	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一とした上で、小学校休業日と同様朝8時（7時30分）から開所する。 来所時には、児童の安全を第一に、保護者の送迎をお願いするとともに、職員等の施設入口の見守りを実施する。 	<p>【閉所】</p> <p>閉所とする。</p>
	<p>【自宅待機措置】</p> <p>警報は発令されていないものの注意報あるいは天候状況の悪化等により、自宅待機措置となった場合。</p>	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一とした上で、小学校休業日と同様朝8時（7時30分）から開所する。 来所時には、児童の安全を第一に、保護者の送迎をお願いするとともに、職員等の施設入口の見守りを実施する。 自宅待機が明け、登校可となり、児童育成クラブから学校へ登校する場合は、職員等が引率の上、集団登校する等、登校時の安全確保に努めること。 	<p>【閉所】</p> <p>閉所とする。</p>
	<p>【登校遅延措置】</p> <p>警報は発令されていないものの注意報あるいは天候状況の悪化等により、登校遅延措置となった場合。</p>	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の安全を第一とした上で、小学校休業日と同様朝8時（7時30分）から開所する。 来所時には、児童の安全を第一に、保護者の送迎をお願いするとともに、職員等の施設入口の見守りを実施する。 登校可となり、児童育成クラブから学校へ登校する場合は、職員等が引率の上、集団登校する等、登校時の安全確保に努めること。 	<p>【閉所】</p> <p>閉所とする。</p>

登校後・学校活動中	<p>【学校内待機措置】</p> <p>浦安市に大雨・暴風・大雪の警報のいずれかが発令され、終日天候が回復しないと予想がされる場合は、学校が避難所に指定されていることから、原則学校内に待機となる。</p> <p>安全が確認できた場合には、下校となる。</p>	<p>【開所準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校内待機措置の解除に備え、児童の受け入れができるよう、開所準備を進める。 <p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校内待機措置が解除され、下校となった場合は、開所する。 ・来所時には、職員等が学校まで迎えに行く、また施設入口の見守り等、児童の安全確保に努める。 	<p>【閉所】</p> <p>閉所とする。</p>
	<p>【早帰り措置】</p> <p>警報は発令されていないものの注意報あるいは天候状況の悪化等が見込まれるため、早帰り措置となった場合。</p>	<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を第一とした上で、開所する。なお、急な開所対応が困難な場合は、準備ができるまで学校での待機等の調整を行う。 ・帰宅時には、児童の安全を図るため、保護者のお迎えを原則とする。 	<p>【閉所】</p> <p>閉所とする。</p>
下校後・学校休業中		<p>【開所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安市に大雨・暴風・大雪の警報のいずれかが発令され、終日天候が回復しないと予想がされる場合、若しくは、警報は発令されていないものの注意報あるいは天候状況の悪化等が見込まれる場合は、開所はするものの、原則施設内に待機となる。 ・帰宅時には、児童の安全を図るため、保護者のお迎えを原則とする。 	<p>【閉所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦安市に大雨・暴風・大雪の警報のいずれかが発令され、終日天候が回復しないと予想がされる場合、若しくは、警報は発令されていないものの注意報あるいは天候状況の悪化等が見込まれる場合は、閉所の準備を進める。 ・既に施設を利用している児童については、保護者に連絡をし、児童のお迎えをお願いします。

5 大地震発生時の対応

【基本的な考え方】

大地震（震度5強以上）が発生したときは、的確な判断と明確な指示のもとに、統一された行動を取る必要がある。そのためには、責任者を明確に定めておくこと、その責任者がとるべき行動を日頃から把握・確認していくことが重要である。

また、児童は、避難所に指定されている学校へ避難することとなるが、学校のどこに避難するのか、その避難場所までの避難経路等、事前に学校と取り決めをしておく。

1) 大地震を想定した取組み

- ・施設内の物品や器具等の転倒防止、落下防止に努める。
- ・学校の避難場所、避難経路の事前の確認。
- ・責任者、児童の誘導、出入口等の開放、火気やガスを扱う機器の確認等、職員等の役割を決めておく。
- ・非常持出袋の同梱物の確認、その他持ち出す重要書類の確認
- ・シェイクアウト訓練の実施

2) 大地震が発生した場合

- ・児童を落ち着かせる。
- ・机の下等に身を隠し、頭を保護する。防災頭巾やヘルメット、座布団等がある場合は、これらを使用し、頭を保護する。
- ・窓ガラス、壁際の棚やロッカー等から身を離す。
- ・ガスの元栓、火元を確認する。
- ・避難経路確保のため、窓や出入口を開ける。
- ・揺れが収まった後、安全を確認し、指定避難場所（学校）へ移動する。

3) 避難する場合

- ・避難経路の安全を確認する。
- ・児童を避難誘導する。その際、先頭と最後尾は職員等とする。また、非常持出袋や重要書類を持っていく。
- ・避難所到着後、児童の点呼をするとともに、ケガをした児童や体調不良の児童がいないか確認する。
- ・下記の避難状況を学校、市青少年課に報告する。
避難場所、児童及び職員等の数、負傷者の有無、行方不明者の有無
- ・市青少年課は、市ホームページや安全安心メール等を使い、避難した旨を保護者に周知する。

※ なお、震度5強未満の地震の発生時においても、上記内容に準じ、必要に応じた対応をする。

6 火災発生時の対応

【基本的な考え方】

施設内の出火の際には、直ちに火の事実を全体に伝達し、①初期消火、②児童の安全確保及び避難、③消防への通報の3つの対応を迅速に行う必要がある。あらかじめ役割分担を決め、日頃の訓練が重要となる。

1) 火災を想定した取組み

- ・消火器やバケツなど、初期消火のために必要な道具の確認。
- ・初期消火、児童の避難誘導、消防への通報等、職員等の役割を決めておく。

2) 火災が発生した場合

- ・火災に気付いた職員等が「火事だ！火事だ！」と大きな声で周囲に知らせる。
- ・児童を落ち着かせる。
- ・ハンカチ、衣類等で口、鼻を覆い、低い姿勢で児童を避難させる。
- ・消防（119番）へ通報する。
- ・小さな火事の場合は、初期消火に努める。
- ・初期消火が困難な場合は、できるだけ窓や扉を閉め、煙を吸わないようにし、火元から離れた避難口から安全に避難する。
- ・避難後、児童の点呼をするとともに、ケガをした児童や体調不良の児童がいないか確認する。
- ・下記の避難状況を学校、市青少年課に報告する。
避難場所、児童及び職員等の数、負傷者の有無、行方不明者の有無
- ・市青少年課は、市ホームページや安全安心メール等で、火災の発生や避難した旨を保護者に周知する。

7 感染症等の発症時の対応

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の児童の感染が判明した場合は、児童本人は施設の利用を中止するとともに、施設の閉所については、原則学校の措置と同様とする。

1) 感染防止対策

- ・マスクの着用、十分な換気、手洗いやうがいの徹底、3密回避等、基本的な感染対策を行う。

2) 児童等の感染が判明した場合

ア 新型コロナウイルス感染症

児童等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、下表のとおり対応する。

なお、上記の対応のほか、保健所の調査による施設内の濃厚接触者の有無が判明するまで、施設を閉所する。

NO	児童	児童の利用制限
1	児童本人に発熱や喉の痛み等の症状あり	うらっこクラブ施設の利用は中止
	同居家族が発熱や喉の痛み等の症状あり	うらっこクラブ施設の利用の自粛
2	児童本人が、PCR検査受検 (症状の有無に関わらず)	PCR検査日から検査結果が出る日までは、うらっこクラブ施設の利用は中止 (陽性となった場合は、NO.3の対応へ)
	同居家族が、PCR検査受検 (症状の有無に関わらず)	
3	児童本人が、陽性判明	保健所から自宅待機を指示された期間は、うらっこクラブ施設の利用は中止
	同居家族で、陽性判明	保健所から自宅待機を指示された期間は、うらっこクラブ施設の利用は中止 (過去の例では、同居家族が陽性になると児童本人は濃厚接触者となるケースが多い)
4	児童本人が濃厚接触者になった	保健所から自宅待機を指示された期間は、うらっこクラブ施設の利用は中止
	同居家族が濃厚接触者になった	同居家族の陰性が判明した翌日からうらっこクラブ施設の利用は可能
5	児童本人が検査対象者になった	陰性が判明した翌日からうらっこクラブ施設の利用は可能
	同居家族が検査対象者・接触者になった	陰性が判明した翌日からうらっこクラブ施設の利用は可能
6	児童の兄弟姉妹が通う保育園、こども園や幼稚園、小中学校、児童育成クラブ等が、濃厚接触者調査中のため、臨時閉所中	うらっこクラブ施設の利用の自粛

イ インフルエンザ等の感染症

児童等がインフルエンザ等に感染した場合、児童本人は、施設の利用は中止とする。なお、中止期間は、医師の判断・指示による。

3) 学校の休校措置に応じた閉所措置

ア 学校が学級又は学年閉鎖した場合

- ・施設は通常どおり開所するが、学級又は学年閉鎖の対象となった児童は、施設の利用は中止とする。なお、学級及び学年閉鎖が決まった当日に限り、児童育成クラブの利用は可能とする。
- ・学級又は学年閉鎖が解除となった翌日から施設の利用は可能とする。

イ 学校が臨時休校となった場合

- ・児童育成クラブ及び放課後子ども教室とも閉所とする。

4) 緊急事態宣言発出時の対応

- ・児童育成クラブについては、緊急事態宣言中であっても、エッセンシャルワーカーやひとり親世帯等、就労が必要な保護者がいることから、原則として開所する。
- ・放課後子ども教室については、公民館や他の公共施設の休館措置に準じ、閉所とする。

なお、上記2) から4) の対応については、感染症の感染拡大の状況や国及び県からの要請等に応じ、変更となる場合がある。

8 ケガや体調不良への対応

【基本的な考え方】

児童のケガや病気等の体調不良時には、保護者と連携をとり、児童の健康を第一に対応することが重要である。

また、首から上、腹部のケガの場合は、職員等が自己判断せず、直ちに医療機関へ受診する。

1) ケガや体調不良が軽症と思われる場合

- ・児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- ・職員等が応急手当を行う。
- ・児童の様子を見ながら安静にしておく。
- ・保護者に連絡を取り、状況を報告する。原則として迎えに来てもらう。
- ・保護者が施設に到着後、事故発生時の状況や児童の様子等を報告する。
- ・帰宅後、医療機関へ通院した場合には、傷害保険の手続きをする。
- ・翌日改めて保護者に状況を確認し、事故報告書を青少年課へ提出する。

※ 職員等が行う応急手当について

職員等が行う応急手当については、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師法大 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日付医政発第 0726005 号）にもとづき行うものとする。

具体的な例としましては、下記のとおりです。

- ・体温計により体温を計測する。
- ・軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること。（傷口を洗い流す、バンソウコウを貼る 等）

2) ケガや体調不良が中症と思われる場合

- ・児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- ・職員等が応急手当を行う。
- ・保護者に連絡を取り、状況を報告し、医療機関での受診を前提に、かかりつけ医等の確認をする。
- ・学校及び青少年課に連絡をする。

ア 保護者が医療機関に連れていく場合

- ・児童の様子を見ながら安静にしておく。
- ・保護者が施設に到着後、事故発生時の状況や児童の様子等を報告する。
- ・帰宅後、医療機関へ通院した場合には、傷害保険の手続きをする。
- ・翌日改めて保護者に状況を確認し、事故報告書を青少年課へ提出する。

イ 職員等が医療機関に連れていく場合

- 職員等が医療機関に連れていく場合は、タクシー等を利用する。
- 医療機関到着後、保護者及び青少年課に連絡をする。
- 保護者が到着したら、事故発生時の状況や児童の様子等を報告する。
- 受診後、医師の説明等を学校及び青少年課へ報告する。
- 事故後、翌日中に傷害保険の手続きをするとともに、事故報告書を青少年課へ提出する。

3) ケガや体調不良が重症と思われる場合（首から上、腹部のケガも含む）

- 児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- 状況を見て救急車を呼ぶ。
- 保護者及び学校、青少年課に連絡をする。
- 救急車が到着したら職員等が同乗し、医療機関に行く。
- 医療機関到着後、再び保護者及び青少年課に連絡をする。
- 保護者が到着したら、事故発生時の状況や児童の様子等を報告する。
- 受診後、医師の説明等を学校及び青少年課へ報告する。
- 事故後、翌日中に傷害保険の手続きをするとともに、事故報告書を青少年課へ提出する。

※ 職員等において、軽症・中症・重症の程度の判断が困難な場合は、程度の高い方を選択し対応すること。

※ 保護者と連絡がつかない場合は、児童の医療機関への受診を優先し、連絡がつき次第、経過を説明する。

9 食物アレルギー反応への対応

【基本的な考え方】

食物アレルギー反応は、児童によって、原因となる食物や反応症状も異なることから、あらかじめ状況を正確に把握しておく必要がある。

また、緊急性の高い反応症状が出た場合は、あらかじめ定められた対応を冷静かつ迅速に行う必要がある。

1) 事前の確認

- ・入会時の面接等において、食物アレルギーの有無、症状の程度、医師から投薬依頼の要否等を確認すること。
- ・食物アレルギー反応への対応が必要な児童について、原因となる食物、対応方法、かかりつけ医等を把握し、職員等間で共有をしておくこと。

2) 食物アレルギー反応の症状が出た場合

ア 軽い症状の場合

- ・児童の状態を観察しながら、状況確認を行う。
- ・児童の様子を見ながら安静にしておく。
- ・保護者に連絡を取り、状況を報告する。原則として迎えに来てもらう。
- ・保護者が施設に到着後、症状や児童の様子等を報告する。
- ・状況を学校及び青少年課へ報告する。
- ・帰宅後、医療機関へ通院した場合には、市賠償保険の手続きを進める。
- ・翌日改めて保護者に状況を確認し、その内容を学校及び青少年課へ提出する。

イ 緊急対応が必要な場合

- ・投薬指示書にもとづき、エピペンを使用する。
- ・反応・呼吸がなければ、AEDによる心肺蘇生を行う。
- ・救急車の要請（119番通報）する。
- ・意識がある、又は戻った場合は、その場で安静にし、救急隊を待つ。

※ 安静を保つ姿勢・体位

- ・ぐったり、意識朦朧の場合
血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする。
- ・吐き気、おう吐がある場合
おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける
- ・呼吸が苦しくあお向けになれない場合
呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

● AED（自動体外式除細動器）について

1 AEDの操作方法について

【動画】 備える！うらやすTV AEDを活用した心肺蘇生法

https://www.youtube.com/watch?v=4X_mBoiE8gg



2 AED設置場所一覧について

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/anzen/kyukyu/1029669.html>

AED（自動体外式除細動器）設置場所一覧

ツイート

いいね！ 0

ページID K1029669

更新日 令和3年7月9日

印刷

AED設置施設は下記のとおりです。終日使用可能な施設は施設名の後に（終日使用可能）と表示しています。表示のない施設は使用できない時間帯があります。

AED（自動体外式除細動器）は、心室細動などによりポンプの役割を果たせなくなった心臓に、電気ショックを与え、心臓が本来持っているリズムに回復させることができる可能性がある医療機器です。反応（意識）がなく、普段どおりの呼吸がない方に使用してください。AEDの電源を入れると音声メッセージで使用方法を指示してくれ、自動解析により電気ショックが必要かどうかを判断します。

心肺機能が停止したすべての方に電気ショックを行うものではなく、AEDが電気ショックの必要がないと判断した場合は、救急隊が現場に着くまで心肺蘇生法を行うようにしてください。

「AED設置マップ」では、設置場所を地図で確認することができます。

[AED設置マップ（外部リンク）](#)

AED設置公共施設一覧

市役所関係

市役所・サービスセンター（16台）

施設名	台数	所在地
市役所本庁舎	13	浦安市猫実一丁目1番1号
浦安駅前行政サービスセンター	1	浦安市北栄一丁目13番25号
新浦安駅前行政サービスセンター	1	浦安市入船一丁目2番1号
舞浜駅前行政サービスセンター	1	浦安市舞浜25番地2

問合せ先

健康こども部 青少年課 児童育成係

電話 047-712-6453 (直通)

メール seisyounen@city.urayasu.lg.jp